

2027 年度に労務費率改定 労災保険料に実態反映 厚労省

厚生労働省は、建設業の労災保険料の算定に利用する労務費率を改定するため、労務費率調査を行う。調査は5月18日から調査票を順次送付し、6月12日まで回答を受け付ける。結果は12月に公表し、2027年度の労務費率に反映する。施工の効率化や建設コストの変化を踏まえ、現行の労務費率と実態との乖離(かいり)の有無を検証する。

労災保険料は、事業主が実際に支払った賃金総額に労災保険料率を乗じて算定する。建設業の「一括有期事業」や「単独有期事業」では、元請けが下請けを含む全ての作業員の労災保険をまとめて処理するため、全体の賃金総額を把握する必要がある。その際、請負金額に労務費率を乗じた額を賃金総額とみなすことができる。

全国の建設事業から無作為に選んだ9116事業場を対象に、請負代金や支払賃金総額、保険料算定方法などを調査する。対象は24年10月1日～25年9月30日に完了した請負金額500万円以上の単独有期事業・一括有期事業。郵送またはオンラインで回答を受け付ける。

調査は原則として3年ごとに実施。これまでの労務費率の推移を見ると、ほとんどの事業で横ばい。23年調査時の結果では、建築事業と既設建築物設備工事業が23・0%、道路新設事業が19・0%だった。鉄道または軌道新設事業は20年調査と比べて5ポイント減の19・0%となった。(2026.5.1(金)建通新聞)

外国人技能者が多国籍化 多言語対応で必要経費増加

日本建設業連合会(日建連、宮本洋一会長)の会員企業が施工している現場で、外国人技能者の多国籍化が進んでいる。日建連の調査によると、外国人技能者が働く会員企業の現場のうち、4割の現場で2カ国以上の国籍の外国人技能者が働いているという。新規入場者教育や掲示板表記などを多言語に対応するため、現場の必要経費も増加している。

調査結果によると、会員企業が施工する1719現場のうち、外国人技能者がいる現場は50%に上る。調査対象の現場で働く全技能者6万2335人のうち、外国人技能者は7604人(12・2%)で、

国籍別では、ベトナム、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、中国の順が多い。

外国人技能者が従事する現場860件のうち、同じ現場に2カ国以上の国籍の外国人技能者がいる現場は372件(43%)あった。この中には、6カ国の国籍の外国人技能者が所属している現場も3件あったという。

日本で働く外国人技能者の増加に伴い、労働災害に被災する外国人も増加傾向にある。安全教育を徹底するため、多国籍化が進んでいる現場では、安全標識、看板、新規入場者教育などの多言語化も求められる。多言語化の経費も増加傾向にあるため、日建連は、特に公共工事について、発注段階で必要経費として確保するよう求めている。(2026.5.1(金)建通新聞)

建退共利回りを引き上げ 40年納付者は21万増額 厚労省

厚生労働省は、10月1日に建設業退職金共済の予定運用利回りを1・3%から1・5%に引き上げる。中退共法施行令の改正に向けた政令を6月中に閣議決定する。労働者が10月以降に退職する場合、2021年10月から26年9月までの間の予定運用利回りも1・5%とみなされ、40年間掛金を納付した場合は、退職金が約21万円増額される。

建退共の累積剰余金は、23年度末時点で871億円となり、21年度末時点よりも241億円増加した。近年の金利上昇や運用環境の改善も踏まえ、厚労省は予定運用利回りの引き上げが可能と判断した。

予定運用利回りを引き上げることで、資産運用による収益を退職金額に従来のよりも反映できるようになる。

厚労省がまとめた政令案によると、予定運用利回りの引き上げに伴い、建退共の退職金額の算定に用いる掛金納付月数に応じた退職金額も変更する。林業など他産業から建設業に移動した場合の掛金納付月数に応じた退職金額も見直す。

また、予定運用利回りを引き上げる10月1日以降に退職する労働者については、退職金額算出の複雑化や事務負担の増加を考慮し、予定運用利回りが現行の1・3%となった21年10月から26年10月までの5年間も、引き上げ後の新しい利回りを適用する。

これにより、40年間掛金を納付した場合の退

職金額は、現行の425万8000円から446万9000円に増額する。(2026.5.8(金)建通新聞)

CCUSデータ共同利用でサービス開発／複数の民間システム提供へ

現場管理に用いる民間システムで、建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録データの「共同利用」による新たなサービス開発の事例が出てきた。共同利用が可能なデータの範囲や運用方法が決まって以降の1年で、五つのシステムでサービス実装への機能改修が進展する。元請が運用するシステムに下請の技能者情報などを入力する際にCCUSのデータを反映させるなど、各システムで現場業務を効率化するサービスの提供を近く予定する。

CCUSとAPI連携する19システムで共同利用を順次進める。従来も各システムから入退場管理データをCCUSに送って就業履歴として扱ってきたが、CCUS側からのデータ提供は技能者IDに限定されていた。昨年3月には「技能者基本情報」と「事業者情報」の一部をシステム側の要望で利用可能にし、データ連携の幅が広がった。実際の運用にはCCUS運営主体の建設業振興基金(振興基金)と利用契約を締結した上で、システム側の機能改修が必要になる。

これに基づくサービスの初弾としてエムシーディスリー(MCD3)の「グリーンサイト」でCCUSの技能レベル情報の共同利用が6月上旬に始まる。元請の立場で正確なレベルを即座に把握し、現場の人員配置やレベルに応じた手当支給に役立てる。他のシステム事業者でも、多様なサービスの開発が進む。システム側の技能者の新規登録にCCUSのデータを利用し、手入力での作業を削減する機能の導入を予定するシステムがある。

CCUSのデータを利用するメリットの一つが「真正性」の確保だ。CCUSには技能者の資格情報や社会保険加入状況、建設業退職金共済(建退共)被共済者番号などが正確に登録されている。現場で書類を突き合わせて確認するなどの作業が不要になり、業務負担の軽減とともに適正な現場管理につながる。

技能者の処遇改善や現場業務の効率化といったCCUSの目的に沿っていれば、データの利用方法やサービス内容の制限はない。ユーザーとなる建設会社のニーズを踏まえた各システムのサービス開発の加速が期待される。下請の立場で見れ

ば、現場ごとに運用するシステムが異なる場合の手間を省くため、あらゆるシステムでCCUSのデータをシームレスに反映できる環境が理想と言える。システム側の既存データと食い違い際の扱い方など技術的な課題の解消も必要だ。

(2026.5.14(木)建設工業新聞)

許可業者数25年度末集計、3年連続増で48・4万者／新規取得が回復

国土交通省は15日、2025年度末(26年3月末)時点の建設業許可業者数を発表した。総数は48万3823業者。11年度末以来13年ぶりに48万業者を超えた24年度末時点から、わずかだがさらに増えた。この1年は廃業・許可失効が前年度比で大幅に増えたが、許可の更新期を迎える業者が多いタイミングだった影響が大きい。22年度から年1・6万業者台が続いていた新規の許可取得は1・8万業者台に回復した。

許可業者数の増加は3年連続。24年度末から123業者が増え、増加率は0・03%だった。総数はピークだった1999年度末(60万0980業者)から2割ほど減っているが、底を打った17年度末(46万4889業者)から徐々に回復している。

25年度の新規許可取得は前年度比1957業者増の1万8121業者。5年ぶりの増加、過去10年で5番目に多い数となる。廃業・許可失効は6151業者増の1万7998業者。内訳は実際に廃業を届け出たのが1021業者増の8273業者、更新手続きを行わず自動的に失効したのが5130業者増の9725業者だった。許可制度の運用上の都合で更新期を迎える業者が多い時期に当たった影響からか、自動失効は2倍以上に増えた。

許可業者数のうち一般許可は438業者減の45万7617業者。特定許可は772業者増の5万0511業者。特定許可は06年度末以来19年ぶりに5万業者を超えた。この1年の業者数の増減を29の業種区分別に見ると、増加は23業種で減少は6業種。「解体」「塗装」「内装仕上」の3業種は増加数が2000業者を超えた。許可の承継制度を活用した事業承継認可は25年度に1092件。20年度の制度創設以降、年1000件前後で推移している。(2026.5.18(月)建設工業新聞)

建設技能実習生の給与額 3号で上昇顕著、30万円超に

外国人技能実習機構のまとめによると、建設分野で働く3号技能実習生の2024年度の平均月額給与は31万6885円となった。2年連続で30万円超となった一方、前年度と比べ、0.4%増とほぼ横ばい推移となった。1号は全産業平均と比べると低いものの、2号でほぼ並び、3号で3万6256円と大きく上回った。

24年度の実績を見ると、建設業・全産業平均のいずれも、1号・2号・3号の全てで平均月額給与は上昇した。

このうち、建設業で働く1号技能実習生の基本給など「決まって支給する現金給与額」は18万9879円で1.1%増、賞与を月ごとにならした「特別な給与」は8700円で14.1%増と増えたものの、いずれも全産業平均より低い金額となった。

建設業の2号技能実習生は、「決まって支給する給与」が21万2300円で4.6%増、「特別な給与」が3万6298円で18.9%増と大きく増加。合計額は全産業平均を上回る水準となった。

建設業の3号技能実習生は、「決まって支給する給与」が26万0290円で0.8%増、「特別な給与」が5万6595円で1.6%減となり、総額では0.4%増とほぼ横ばいだった。全産業平均との比較では、合計額で3万6256円と大きく上回った。

建設業では、他産業と比べても1号から2号、2号から3号へと移行した際の月額給与の上昇幅が顕著な傾向にある。技能の習熟に応じたキャリアステップが明確で、処遇に反映されやすいためとみられる。

また、1号よりも2号、2号よりも3号で賞与などの「特別な給与」が占めるウエートが大きくなっている。外国人材か日本人かを問わず、物価上昇を背景に賃上げの圧力が強まる中、基本給部分に当たる「決まって支給する給与」の増額傾向が続くかも注目される。

また、建設業で働く技能実習生の月平均の超過労働時間は、前年度と比べて1号・2号・3号のいずれも1～2時間減少した。時間外労働規制が建設業にも適用されたことが影響した。
(2026.5.20(水)建通新聞)

建機の所在 自治体と共有 道路啓開、復旧作業円滑化

国土交通省は、災害協定を締結している建設会社が保有する建設機械の位置情報や稼働状況のデータを、国交省以外の国の機関や地方自治体に

も共有できるようにする。半島部など緊急で建機を送り込むことが難しい場所で大規模災害が発生した際の道路啓開や災害復旧といった活動を円滑化する狙いがある。2027年度までに必要なシステムを構築する。

24年の能登半島地震では、半島の突端部で大規模な地震が発生し、交通網も寸断された。復旧作業に使用可能な現地の建機の位置・台数の把握が困難で、周辺地域から調達が必要な台数の算定や、搬入作業にも時間を要するなど、アクセスが困難な地域での災害対応の課題が明らかになった。

国交省はこうした実情を踏まえ、建機メーカーが一元管理している位置情報や稼働状況などのデータを日本建設機械施工協会を通じて集約し、提供を受ける試行的な取り組みを25年度に開始。

地方整備局と災害協定を締結している日本建設業連合会や全国建設業協会の都道府県協会の会員企業ら約1800社が参加を表明しており、一定以上の震度の地震や大規模災害が発生した際、被災地を含む約100も四方の建機情報を共有する。同年末に青森県で震度6強の地震が発生した際は、実際に位置情報を共有していた。

今回、情報の共有先が国交省だけでは範囲・効果が限定的になるとし、他省庁や自治体にも共有できる仕組みの整備を検討することにした。27年度までに、行政機関が利用する「新総合防災情報システム」から建機の位置情報を把握できるようにする。

協力する建機メーカーは、コマツ、キャタピラージャパン、コベルコ建機、日立建機の4社。現在、市販されている建機からは、緯度・経度といった位置情報だけでなく、建機のメーカー名や機種・型番、標準バケット容量、などもリアルタイムに共有できるという。例えば、被災地に所在する油圧ショベルの台数を把握した上で稼働可能かどうかを確認し、周辺から追加で調達が必要な建機の台数などの算定に生かす。直轄国道だけでなく、都道府県道などの啓開も円滑化する。

データ共有・連携事業の実施に向け、政府の事前防災対策総合推進費として1970万円の採択を受けた。
(2026.5.21(木)建通新聞)

国交省／26年春の褒章伝達式開く、76人・9団体に荣誉／長きの尽力に感謝

国土交通省関係の2026年春の褒章伝達式が25日、東京・霞が関の同省で開かれた。受章者は76人・9団体。金子恭之国交相の代理で廣瀬昌由技監が褒章を伝達した。

式典では各分野を代表し、総合建設業関係は沖縄県建設業協会会長の津波達也氏（黄綬）、専門工事業関係は全国解体工事業団体連合会会長の井上尚氏（黄綬）、不動産業関係は不動産協会副理事長の仁島浩順氏（藍綬）、都市計画事業関係は日本造園建設業協会副会長の正本大氏（黄綬）、住宅・建築事業関係は元日本建築協会会長の設楽貞樹氏（黄綬）、港湾事業関係は日本海上起重技術協会中部支部長の佐野茂樹氏（藍綬）らが伝達を受けた。

公務で欠席だった金子国交相は終了間際に駆け付け、「国土交通行政は国民生活に幅広く密接に関わる。長きにわたり尽力いただいた皆さまに感謝の気持ちだ。これからも大所高所から、後輩や地域の方々に指導を賜りたい」と述べた。（2026.5.26(火)建設工業新聞）

厚労省／無人機遠隔運転は1人1台／安全対策 考え方案

厚生労働省は25日、機械の無人運転に関する安全対策の考え方の案を専門家検討会に示した。トラブル発生時の立ち入りを除き、機械だけの作業を前提に管理する区画を「立入等管理区画」と定義し、労働災害のリスクに応じた接触防止などの措置を講じたり、遠隔運転と自律運転を分けた上で遠隔運転は1人が一度に運転できる機械を1台にしたりする考えなどを示した。委員の意見を踏まえ、引き続き対応を議論していく。

厚労省は「機械の無人運転における安全確保等に関する専門家検討会」の7回目の会合に、区画の考え方、「人と機械の混在」に対する措置などの案を提示し、意見を求めた。

人と機械が混在する環境の中で、立入等管理区画は作業ごとに一定の時間で変化すると捉え、標準的な区画は建設業や農林業などの業態ごとに検討するとした。同区画は発注条件などを踏まえて作業する事業者が決定し、作業計画の初期に設定する。発生する可能性のある災害の重篤度を含めたリスクを評価し、対策が妥当か第三者が認証するとした。

通常運転時に運転制御の主体が機械側にあり、人の関与が監視および緊急停止となるのが「自律運転」、運転制御の主体、運転操作とも人となる

のが「遠隔運転」に分けた。異常に即座に対応する運転者に運転の主導権が移る場合は自律運転に該当せず、補助機能の位置付けとなる「運転支援機能」とする考えも示した。

自律運転と遠隔運転それぞれに適用する法令は異なり、両方の機能のある機械は自律、遠隔の運転の「モードに応じた法令が適用」とした。運転者・監視者が関与する台数は、遠隔運転は「1人が一度に運転可能な機械は1台」、自律運転は「通常運転時は複数台の機械に関与することが可能」と整理した。

検討会は、区画と運転制御方式の考え方、区画と運転制御方式ごとの安全確保の基本的な枠組み、人と機械の混在に対する必要な措置などを引き続き検討し、中間取りまとめを策定する。厚労省は中間取りまとめを踏まえ、関係団体と連携しながら作業チームで機械ごとに必要な対応を検討することを視野に入れている。政労使の代表者のいる審議会で現行規制を見直していく。（2026.5.26(火)建設工業新聞）

日商が働き方調査 建設業「長い労働時間希望」 47.4%

日本商工会議所と東京商工会議所は、中小企業の働き方改革に関する調査結果を公表した。建設業では、収入維持・向上や業務完遂などを理由に、現在より長い労働時間を希望する正社員が「1割以上いる」と回答した企業が47・4%に上った。

調査は4月7日～5月18日に実施し、全国324商工会議所の会員企業1724社（うち建設業は327社）が回答した。政府による労働基準法制の見直しが進む中、中小企業の時間外労働の実態や課題を把握する目的で実施した。

建設業では、時間外労働の上限規制によって「一定または大きな制約が生じている」と回答した割合が28・7%だった。具体的な制約としては、「外注費や派遣費用、採用費用の増加に伴うコスト上昇」を挙げた割合が43・6%で最も高かった。受注機会の喪失による売上減少や、納期の遅延・サービス品質低下による顧客満足度の低下を挙げる回答も目立った。

より長い労働時間を希望する正社員の割合は、「1～2割いる」が34・3%、「3～5割いる」が10・4%、「5割以上いる」が2・8%で、全体の半数近くを占めた。

一方で、全産業を対象とした調査では、今後の自社正社員の労働時間について、「現状維持」を望む割合が60・5%で最多となり、「増やしたい」は9・4%にとどまった。全体の72・6%が「変形労働時間制・フレックスタイム制度等の拡充、要件緩和や手続きの簡素化等」による柔軟な労働時間制度の実現を要望している。

働き方改革に関する意見では、建設業から、夏の働き方について「早朝から作業を始めたいが、発注先の業務時間が決まっているためできない」などと訴える意見があった。「心身ともに健康で自発的な労働意欲のある従業員が報われる制度がないと、今後中小零細企業は労働力確保が難しくなる」との意見も寄せられた。(2026.5.26(火)建通新聞)

国土交通省／工事・成果物に求める「品質」整理必要／総合評価方式見直し検討で方向性

国土交通省は、直轄工事の入札で運用する総合評価方式の見直しに向けた検討の方向性を固めた。施工能力や技術提案の「評価」の良しあしが、工事や完成物の「品質」にどう関係しているかに焦点を当てて現状を検証する。完成後一定期間が経過したインフラの状況を見て、入札時の技術提案がどう反映されているかなどを確認する。有識者に意見聴取を始めており、発注者として求める「品質」を明確に定義付けする必要性などが指摘されている。

学識者や建設業団体で構成する「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」（座長・小澤一雅政策研究大学院大学教授）の27日の会合で説明した。国土交通省は現行の総合評価の運用状況を分析。工事成績の観点で工事の品質向上に寄与している一方、完成物の耐久性や長期の機能発揮などインフラそのものの品質向上への貢献を「明確に確認できていない」と問題提起している。

今後の検証では多義的な捉え方がある「品質」を、工事成績と完成後の状況の二つの視点で確認する方針だ。入札時の技術提案などの評価と照らし合わせ、提案が品質向上につながっているかどうかを把握する。

有識者からは単純な工事品質にとどまらず、それ以上の「品質」を発注者が求めるのであれば、それを整理し明らかにすべきだとの指摘が相次いだ。制定当初は工事そのものの品質を念頭に置いていた公共工事品質確保促進法（公共工事品質

法）の射程が、担い手の確保・育成や働き方改革の推進に広がっている。総合評価で扱う品質の範囲があいまいになっている現状をいったん整理する必要性が高まっている。

新規参入より事業者撤退が目立つ市場では純粹な競争政策の有効性は落ち、産業政策の融合が必要だとの指摘もあった。建設産業の現状と将来展望を踏まえ、今後の調達方式の検討を求める声も上がる。

国土交通省は今後の検討の参考にするため、受発注者の認識などを把握するアンケートを年度内に行う方針も示した。評価と品質の関係性などで現場の声を拾い上げるとともに、総合評価全般で現状の課題や改善意見を幅広く聞く。受注者側は日本建設業連合会（日建連）か全国建設業協会（全建）会員の直轄工事に入札する会社が対象で、実作業に携わる担当者個人の意見も求める。総合評価の手続きで発生する受発注者それぞれの事務負担の実態などを把握する。(2026.5.28(木)建設工業新聞)

2025年の建設業の労働災害 死亡、死傷ともに過去最少

厚生労働省がまとめた2025年の労働災害発生状況（確報）によると、建設業の死亡災害は214件となり、前年と比べ7・8%減少した。前年の増加から再びの減少で統計開始以降で最少を記録している。建設業の死傷者数も3・0%減の1万3437件となり、過去最少だった。

建設業の死亡災害を型別に見ると、「墜落・転落」が91件と最多で、「はさまれ・巻き込まれ」の23件、「崩壊・倒壊」の22件、「交通事故（道路）」の14件、「激突され」の14件が続いた。

休業4日以上死傷災害も、「墜落・転落」が4343件で最多。「転倒」の1579件、「はさまれ・巻き込まれ」の1496件が続いた。死傷災害の発生状況を年齢階層別に見ると、50～54歳が1474件（11・0%）と最も多く、55～59歳の1402件（10・4%減）が次いで多い。

25年の全産業の死亡災害は700件（6・2%減）で、全産業でも過去最少だった。建設業の死亡災害も過去最少となったが、産業別の死亡災害の件数は依然として最も多い。(2026.5.29(金)建通新聞)

25年熱中症死傷者 28%増 改正安衛則で死亡者数は半減

厚生労働省は、2025 年に職場で発生した熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）をまとめた。建設業の死傷者数は 28・1%増の 292 人に上った。死亡者数は 5 人と前年から半減したものの、全産業の中で最も多く、全体の 26・3%を占めた。

過去 5 年間の死傷者数を見ると、コロナ禍の影響で死傷者数が減った 21 年から 4 年連続で増加している。一方で、死亡者数は 3 年連続で減少。5 年ぶりに 10 人を下回った。25 年 6 月に改正労働安全衛生規則が施行され、事業者には、熱中症の発症時・緊急時の報告体制の整備と措置手順の作成が義務付けられた。厚労省は、改正安衛則が死者数の減少につながったと見ている。

建設業では、資材の運搬作業や、配管工事、除草作業、型枠解体の屋外作業などに従事していた労働者が死亡した。中には、暑さ指数 WBGT が嚴重警戒レベルの基準となる 28℃を下回っている環境下での死亡災害もあった。一度具合が悪くなり、休憩を挟んで体調が回復してから作業に復帰した後、熱中症を発症した事例もあった。

全産業の熱中症による死傷者数も大幅に増加している。25 年の死傷者数は 43・4%増の 1803 人。このうち 72・2%は、7 月と 8 月の 2 カ月間に集中して発症している。25 年は、6 月の平均気温が気象庁の統計開始以降、最も高かったこともあり、6 月の発生件数が著しく増加。死傷者数は、24 年 6 月の 4・7 倍となる 268 人で、全体数の増加につながった。

厚労省は、熱中症の発生状況を踏まえ、3 月に策定した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」などを参考に、熱中症の重篤化・予防に取り組むよう事業者に呼び掛ける。(2026.5.29(金)建通新聞)